

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 一事務ガイドライン
(第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
<p>3. 証券会社の監督事務</p> <p>3-1 認可申請書の審査に係る留意事項</p> <p>3-1-3 私設取引システム運營業務に係る留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該業務の認可に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。</p> <p>① 価格情報等の外部公表（当該業務において株券等（<u>法第37条に規定する株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるものをいう。</u>）を対象とする場合に限る。）</p> <p>「当該私設取引システムの最良気配・取引価格等を他の私設取引システムと比較可能な形で、リアルタイムで外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。</p> <p>ただし、他の私設取引システムと比較可能な形での公表形態が整うまでの間は、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。」</p> <p>② 取引量に係る数量基準</p> <p>イ 当該業務において株券又は新株予約権付社債券（証券取引所に上場されているもの又は法第75条第1項の規定により登録を受けたものに限る。）を対象とする場合</p> <p>「1 過去6カ月において、株券及び新株予約権付社債券（証券取引所に上場されているもの及び法第75条第1項の規定により登録を受けたものに限る。）の一日平均売買代金の<u>東京</u></p>	<p>3. 証券会社の監督事務</p> <p>3-1 認可申請書の審査に係る留意事項</p> <p>3-1-3 私設取引システム運營業務に係る留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該業務の認可に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。</p> <p>① 価格情報等の外部公表（当該業務において株券等（<u>証券会社に関する内閣府令第59条の2各号に規定する有価証券をいう。</u>）を対象とする場合に限る。）</p> <p>「当該私設取引システムの最良気配・取引価格等を他の私設取引システムと比較可能な形で、リアルタイムで外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。</p> <p>ただし、他の私設取引システムと比較可能な形での公表形態が整うまでの間は、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。」</p> <p>② 取引量に係る数量基準</p> <p>イ 当該業務において株券又は新株予約権付社債券（証券取引所に上場されているもの又は法第75条第1項の規定により登録を受けたものに限る。）を対象とする場合</p> <p>「1 過去6カ月において、株券及び新株予約権付社債券（証券取引所に上場されているもの及び法第75条第1項の規定により登録を受けたものに限る。）の一日平均売買代金の<u>すべ</u></p>

現 行	改 正 案
<p>証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所並びに店頭売買有価証券市場における売買代金の合計額に対する比率が、個別銘柄いずれかについて10%以上、かつ、当該株券及び新株予約権付社債券全体について5%以上となった場合には、次の措置を講ずること。</p> <p>イ 取引の公正性を確保するため、売買管理及び審査を行う体制（組織及び人員）を拡充・整備すること。</p> <p>ロ 決済履行の確実性を確保するため、証券取引所における違約損失準備金制度と同様の制度を整備すること。</p> <p>ハ システムの容量等の安全性・確実性を確保するため、十分なチェックを定期的に行うこと。</p> <p>2 過去6カ月において、当該比率が、個別銘柄いずれかについて20%以上、かつ、当該株券及び新株予約権付社債券全体について10%以上となった場合には、有価証券市場開設の免許の取得を行うこと。</p> <p>3 これらの他、取引量の拡大等に対応して、公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな基準を設けることがある。</p> <p>4 1及び2については、当該比率を月ごとに確認するものとする。」</p> <p>ロ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>ての取引所有価証券市場及び店頭売買有価証券市場における売買代金の合計額に対する比率が、個別銘柄いずれかについて10%以上、かつ、当該株券及び新株予約権付社債券全体について5%以上となった場合には、次の措置を講ずること。</p> <p>イ 取引の公正性を確保するため、売買管理及び審査を行う体制（組織及び人員）を拡充・整備すること。</p> <p>ロ 決済履行の確実性を確保するため、証券取引所における違約損失準備金制度と同様の制度を整備すること。</p> <p>ハ システムの容量等の安全性・確実性を確保するため、十分なチェックを定期的に行うこと。</p> <p>2 過去6カ月において、当該比率が、個別銘柄いずれかについて20%以上、かつ、当該株券及び新株予約権付社債券全体について10%以上となった場合には、有価証券市場開設の免許の取得を行うこと。</p> <p>3 これらの他、取引量の拡大等に対応して、公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな基準を設けることがある。</p> <p>4 1及び2については、当該比率を月ごとに確認するものとする。」</p> <p>ロ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(4) (略)</p>